

認証官任命(一名)

内閣人第三八号

起案

平成二六年三月六日

決定	平成二六年三月七日
上奏	平成二六年三月七日
裁可	平成二六年三月七日

施行

平成二六年三月七日	平成二六年三月七日
平成二六年三月七日	平成二六年三月七日
平成二六年三月七日	平成二六年三月七日

内閣總理大臣

野田

内閣官房長官

菅

内閣官房副長官

加藤

内閣總務官

河内

栗本

麻生 國務大臣

田村 國務大臣

田村 國務大臣

菅

小野寺 國務大臣

小野寺 國務大臣

古屋 國務大臣

古屋 國務大臣

新藤 國務大臣

林 國務大臣

林 國務大臣

林

甘利 國務大臣

甘利 國務大臣

森 國務大臣

森 國務大臣

谷垣 國務大臣

茂木 國務大臣

茂木 國務大臣

菅

稲田 國務大臣

稲田 國務大臣

山本 國務大臣

山本 國務大臣

岸田 國務大臣

太田 國務大臣

太田 國務大臣

菅

菅 國務大臣

菅 國務大臣

下村 國務大臣

石原 國務大臣

石原 國務大臣

菅

根本 國務大臣

根本 國務大臣

高等裁判所長官

山

崎

敏

充

最高裁判所判事に任命する

(四月一日付)

内閣

人事記録簿

1丁								裁判所					
年	出生地	現住所	本籍	号	月	日	事	項	旧氏名	出生年月日	氏名	庁	名
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃						
〃	五三	〃	〃	五〇	〃	〃	〃						
〃	四	〃	〃	四	四	三	九						
〃	一一	〃	一一	一〇	一	三一	三〇						
東京簡易裁判所判事に補する	簡易裁判所判事に兼ねて任命する	東京地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東京大学法学部卒業	司法試験第二次試験合格						
最高裁判所	内閣	最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所		司法試験管理委員会			昭和二十四年八月三十一日	やま さき とし みつ 山 崎 敏 充		

2丁		裁 判 所													
六〇						〃	〃	五九		五七	五六	〃	昭和五五	年 号	
四						〃	〃	四		三	三	〃	四	月	
一						〃	〃	一		二〇	一六	一一	一	日	
東京簡易裁判所判事に補する	兼ねて那覇家庭裁判所平良支部勤務を命ずる	兼ねて那覇家庭裁判所石垣支部勤務を命ずる	兼ねて那覇家庭裁判所判事に補する	兼ねて那覇地方裁判所平良支部勤務を命ずる	兼ねて那覇地方裁判所石垣支部勤務を命ずる	那覇地方裁判所判事に補する	石垣簡易裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局広報課付を免ずる	最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	最高裁判所事務総局行政局付を免じ	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	より判事の職務を行わしむる者に指名する	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に	最高裁判所事務総局行政局付を命ずる	事 項
〃	〃						〃	〃	最高裁判所		内 閣	〃	最高裁判所	庁 名	

山崎敏充

3丁				裁 判 所									
年	号	月	日	事	項	庁	名						
昭	和	六〇	四	一	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	裁判所法第四十条第三項の規定により兼官たる判事	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	補につき任期終了	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	判事に兼ねて任命する	内閣	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	東京地方裁判所判事に補する	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	最高裁判所裁判所調査官に充てる	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	最高裁判所事務総局人事局任用課長を命ずる	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	兼ねて最高裁判所事務総局人事局調査課長を命ずる	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる簡易	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	裁判所判事につき任期終了	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	同時に兼官たる判事退官となる	最高裁判所	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	判事に任命する	内閣	山崎敏充						
昭	和	六〇	四	一	東京地方裁判所判事に補する	内閣	山崎敏充						

山崎敏充

4丁				裁 判 所																																															
年	号	月	日	事 項										庁	名																																				
九	八	一	一	部	の	事	務	を	総	括	す	る	も	の	に	指	名	す	る	最	高	裁	判	所	山	崎	敏	充																							
五	四	一	一	平	成	七	年	度	司	法	試	験	(第	二	次	試	験)	考	査	委	員	を	免	ず	る	最	高	裁	判	所	法	務	省																
七	一	一	四	任	期	は	平	成	七	年	十	二	月	三	十	一	日	ま	で	と	す	る	最	高	裁	判	所	事	務	総	局	人	事	局	調	査	課	長	を	命	ず	る									
六	一	一	四	平	成	六	年	度	司	法	試	験	(第	二	次	試	験)	考	査	委	員	に	任	命	す	る	最	高	裁	判	所	事	務	総	局	人	事	局	調	査	課	長	の	兼	務	を	免	ず	る
五	四	一	二	最	高	裁	判	所	事	務	総	局	人	事	局	調	査	課	長	を	免	ず	る	最	高	裁	判	所	事	務	総	局	人	事	局	調	査	課	長	を	命	ず	る	最	高	裁	判	所	法	務	省
五	四	一	二	法	制	審	議	会	幹	事	に	任	命	す	る	最	高	裁	判	所	事	務	総	局	人	事	局	調	査	課	長	を	命	ず	る	最	高	裁	判	所	法	務	省								

5丁		裁 判 所											
年 号	月	日	事 項	庁 名									
平成一〇	一	一	部の事務を総括するものに指名する	最高裁判所									
〃	〃	〃	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	〃									
〃	四	一〇	判事に任命する	内閣									
〃	〃	〃	東京地方裁判所判事に補する	〃									
〃	〃	〃	部の事務を総括するものに指名する	最高裁判所									
〃	〃	〃	部の事務を総括するものに指名する	〃									
〃	〃	〃	部の事務を総括するものの指名を解く	〃									
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局秘書課長を命ずる	〃									
〃	〃	〃	兼ねて最高裁判所事務総局広報課長を命ずる	〃									
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局秘書課長を免ずる	〃									
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局広報課長の兼務を免ずる	〃									
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局人事局長を命ずる	〃									
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局人事局長を免ずる	〃									
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局事務次長を命ずる	〃									
〃	〃	〃	最高裁判所事務総局事務次長を免ずる	〃									

山崎敏充

6丁				裁 判 所										
				年 号	月	日	事 項	庁 名						
				二五	七	八	東京高等裁判所長官に補する	〃						
				〃	〃	〃	名古屋高等裁判所長官に補する	最高裁判所						
				二四	三	二七	高等裁判所長官に任命する	内閣						
				〃	二	五	検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する	法務省						
				二一	一	二六	最高裁判所事務総長に任命する	〃						
				〃	〃	〃	千葉地方裁判所長を命ずる	最高裁判所						
				〃	〃	〃	千葉地方裁判所判事に補する	〃						
				〃	〃	一一	判事に任命する	内閣						
				平成二〇	四	一〇	裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了	〃						
				〃	〃	〃	千葉地方裁判所長を命ずる	最高裁判所						
				〃	〃	〃	千葉地方裁判所判事に補する	〃						

山崎敏充